

富士山南東消防組合
三島消防庁舎 屋外タンク貯蔵所改修

仕 様 書

令和5年10月

富士山南東消防組合 総務課

第 1 章 総 則

1 事業名

三島消防庁舎屋外タンク貯蔵所改修

2 概要

この作業は、第 2 章に規定する改修を行うもので、屋外タンク貯蔵所の改修を実施するものである。

3 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 監督職員 総括監督員、主任監督員、監督員の総称をいう。
- (2) 指示 監督職員が受注者に対して、監督職員の権限に関する事項についてその方針を示し実施させることをいう。
- (3) 承諾 受注者側の発議により実施内容、実施方法等について、原則として書面をもって行うことをいう。

4 作業箇所

三島市南田町 4 番 40 号 富士山南東消防組合 三島消防庁舎

5 履行期間

契約日から令和 6 年 2 月 29 日まで

6 適用

この仕様書は、本改修作業に適用する。

7 作業履行の原則

作業は、この仕様書に基づいて、監督職員の指示に従い、誠実に履行しなければならない。

8 公害の防止

受注者は作業の履行に当たって、公害の防止に努めなければならない。

9 安全管理

- (1) 受注者は、作業の履行に当たって、常に細心の注意を払い、公衆及び従業員の安全を図らなければならない。
- (2) 作業中は、適正な人員を配置し、事故防止に努めなければならない。
- (3) 有機溶剤等の危険物を使用する場合は、保管及び取扱について、万全の方策を講じなければならない。

10 関係法令の遵守

受注者は、作業履行に当たり、作業に関する規格、法令等を遵守し作業の円滑な進捗を計るとともに、受注者の責任において行わなければならない。なお、主な準拠法令・規格は次のとおりである。

- (1) 日本産業規格（J I S）

(2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修『公共建築工事標準仕様書（建築工事編）』

11 関係官公庁への許可申請

作業履行のため、必要な関係官庁、その他の者に対する諸手続きは、受注者において速やかに処理しなければならない。

12 作業内容

作業の内容については、第2章の規定による。

13 事前調査

受注者は、作業着手に先立ち、現地の状況、関連業務等について綿密な調査を行い、十分実状を把握した上、監督職員に協議を求め、作業を履行しなければならない。

14 実施工程

実施工程表について、監督職員が特に指示した場合は、細部の実施工程表を提出しなければならない。

15 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が従事しなければならない。

16 施設の保全

既設構造物を汚害又は損傷を与えたときは、受注者の責任において復旧しなければならない。

17 受注者の負担

次の各号に掲げる費用は、受注者の負担とする。

(1) 本作業により、第三者に与えた損害で、受注者の責と認められるものの費用及び既設構造物に与えた損傷等の復旧費用

(2) 発生した旧部品等の処理に要する費用

18 提出図書

(1) 現場代理人等通知書

(2) 実施工程表

(3) 改修作業計画書

(4) 改修作業報告書及び記録写真帳

(5) 完了届

(6) 消防法に基づき消防機関へ申請した書類

(7) その他監督職員の指示によるもの

19 作業の完了

消防機関の消防法に基づく完成検査済証交付後、18(4)、(5)、(6)及び(7)を提出し、監督職員による検査の合格を以って作業の完了したものとする。

20 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項や本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合の解釈については、監督職員との協議により承諾を得ること。

第2章 改修作業内容

本改修の作業内容については、次のとおりとする。

1 改修機器

三島消防庁舎 屋外タンク貯蔵所

2 改修内容

既存の屋外タンクの移設及び防油堤を改修する。

- (1) 仮設タンク設置及び撤去 1式
仮設タンクは、900L以上1,000L未満のものとする。
仮設タンクに入りきらない軽油は、廃油処分すること。
- (2) 防油堤改修 1式
構造基準を満たすよう改修すること。
- (3) 屋外タンク及び油配管移設 1式
保有空地を3m以上となるよう移設する。
- (4) 電気工事 1式
- (5) フェンス移設 1式
- (6) 諸費用 1式
- (7) その他
 - ① 消防機関への許可申請書類にあつては、受注者が作成し、申請をする。
 - ② 上記申請に係る審査手数料にあつては、発注者が負担する。
 - ③ 非常用発電機の試運転は、仮設タンク設置時及び完成検査済証交付後に発注者が行う。

3 業務の区分

- (1) 本業務の遂行に当たり、仕様書に基づき計画書を作成し、業務内容に疑義が生じたときは、協議の上決定とする。
- (2) 機器の操作
改修する機器の操作は、安全確保のため、受注者及び監督職員双方の確認の上、原則受注者が行う。
- (3) 貸与品
本業務を実施するに当たり、電力、水などのユーティリティーは支給又は貸与する。
- (4) 撤去品の取扱い
本業務にて発生した撤去品については、受注者の責任において処分すること。

4 その他

本修繕に当たり、監督職員と作業工程及び作業内容を十分調整し、効果的な作業を行うものとする。

本改修中に発見された軽微な修繕は、監督職員に報告し、受注の範囲内において実施する。

作業及び試運転の確認は、原則として監督員の立会の上、行うものとする。

本業務を実施するに当たり、環境に配慮した作業を行うよう計画し、実施すること。